保存版

安心とゆとりのまち　住み続けたいまちづくり

社協のしおり



社会福祉法人

我孫子市社会福祉協議会

もくじ

社会福祉協議会について …2

- 我孫子市社会福祉協議会について
- 組織図
- 社協の財源

自分のまちを良くするために ＜地区社会福祉協議会＞ …4

- 地区社会福祉協議会（地区社協）とは
- どんな活動をしているの？
- 各地区社協の概要（我孫子北地区社協/我孫子南地区社協/天王台地区社協/湖北・新木地区社協/湖北台地区社協/布佐地区社協）

ボランティア活動について …6

- ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ
- て・と・り・あでは何をしているの？
- 我孫子市介護保険ボランティアポイント制度のご案内

地域でみんなが支え合う福祉活動 …7

- 生活支援体制整備事業
- 自治会活動推進事業

子どもの成長のために …8

- 制服バンク事業
- 我孫子市子ども食堂ネットワークの支援
- 我孫子市子どもの学習支援ネットワークの支援
- 福祉教育推進事業

寄付や募金について …10

- 寄付金の受付・相談について
- 集めて！寄付して！社会貢献！
- じぶんの町を良くするしくみ 共同募金運動
- たすけあいバンク事業

地域共生社会を目指して …12

- 福祉ショップ＆軽喫茶 ぽぽら
- 集いの場 コミュニティカフェ事業

安心して暮らせるまちへ …14

- 住民参加型助け合いの会 あい・あびこ
- 移送サービス事業
- あんしんカード配布事業
- 我孫子市災害ボランティアセンター

自立した生活のために …17

- あびこ後見支援センター
- 生活福祉資金貸付事業
- 善意銀行 小口貸付事業

備品や機材の貸出について …20

- 市社協の貸出備品
- ボランティア市民活動相談窓口て・と・り・あの貸出備品

その他の事業 …20

- その他の事業

我孫子市社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織で、昭和26年に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき、全国の各都道府県や市町村に設置されています。社会福祉法第109条で、市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記されており、地域住民の皆さまのご支援ご協力を得ながら行政との連携を密に図り、さまざまな地域福祉事業を行っています。

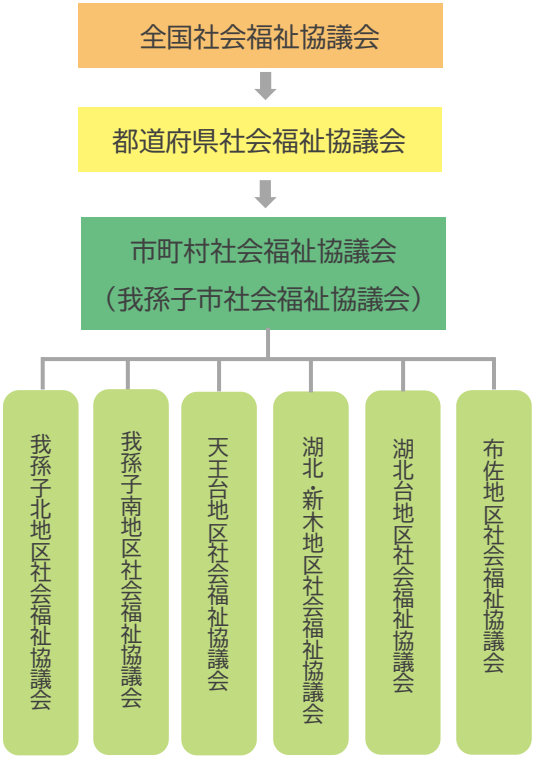
我孫子市社会福祉協議会（以下 市社協）は、昭和42年に社会福祉法人格を取得し、地域福祉事業、福祉サービス事業に取り組んできました。平成9年度からは第1次地域福祉活動計画（5カ年計画）を策定、現在は令和4年度よりスタートした第6次我孫子市地域福祉活動計画を推進しています。

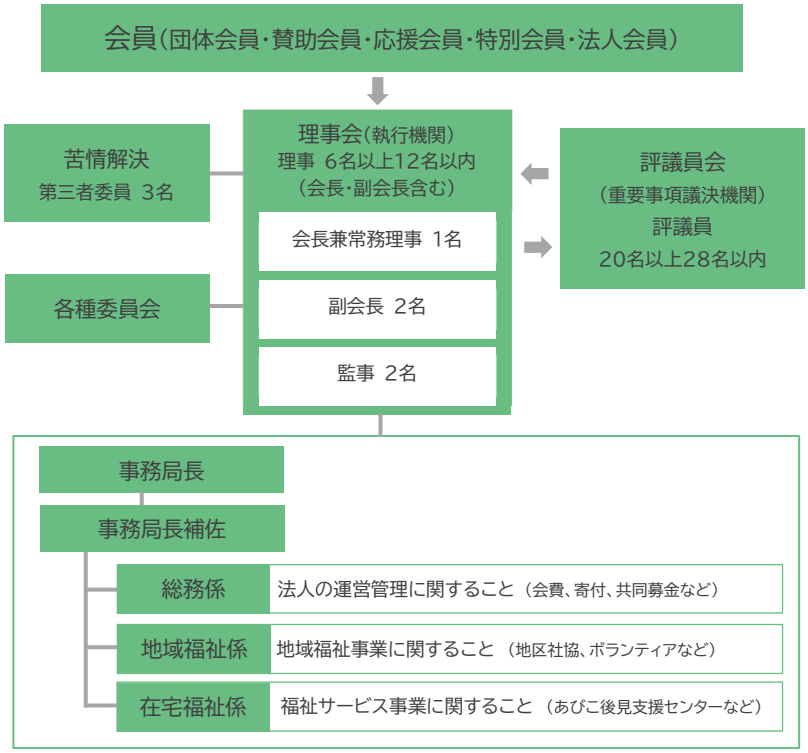
第6次我孫子市地域福祉活動計画では、新たに「新しいつながり ささえあうまち 我孫子」をサブタイトルとして掲げ、「やさしい地域共生社会の実現」に向けて、地区社協やボランティア・市民活動団体、自治会をはじめとする住民活動を支援し、事業に取り組んでいきます。

基本理念 安心とゆとりのまち 住み続けたいまちづくり

社会福祉協議会について

組織図





社協の財源

皆さまからいただいている会費や寄付金のほか、行政等からの委託事業による受託金収入や、行政（県・市）からの補助金による収入、共同募金配分金、その他、収益事業による事業収入が財源となっています。

●社協会員加入にご協力をお願いします

本会では、“安心とゆとりのまち 住み続けたいまちづくり”を実現するために、さまざまな事業を展開しています。市内の8割前後の自治会（区・町会）や市民の皆さま、市内の企業・会社等より会員へのご協力をいただいており、その会費が社協を支える大きな原動力になっています。

社協の活動の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方から温かいご支援・ご協力をいただけますようお願いいたします。

会員区分と年会費

◆団体（自治会）会員　加入世帯×２００円

自治会（区・町会）に加入いただいています。

◆賛助会員　一口　１，０００円

当会の活動に賛同する市民の方々、地域福祉に関心のある市民の方々にご加入いただいています。

◆応援会員　一口　３，０００円

当会に賛同し、社協事業や特定の事業（各地区社協、ボランティア・市民活動への支援、子ども食堂ネットワーク、子どもの学習支援ネットワーク、制服バンク事業、たすけあいバンク事業、善意銀行）を支援する市民の方々にご加入いただいています。

◆特別会員　一口　５，０００円

主に社協役員や社協の地域福祉推進事業に関わり、ご協力をいただいている方々にご加入いただいています。

◆法人会員　一口　１０，０００円

我孫子市内の社会福祉法人団体や地域福祉にご理解いただいている企業・会社等にご加入いただいています。

＊当会は「税額控除対象法人」で、会費や寄付金は、所得税の控除対象です。詳しくはお問い合わせください。

●問合せ　市社協　04-7184-1539

自分のまちを良くするために

地区社会福祉協議会（地区社協）とは

住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている団体です。市内6地区に事務所を設置し、それぞれの地区の住民が活動の担い手となって、地区のさまざまな福祉課題を捉え、地域福祉ネットワークを構築し、連携・協力して地区の実情にあった福祉活動を実施しています。

どんな活動をしているの？

地区社協では、第6次我孫子市地域福祉活動計画に示した5つの基本目標に沿って活動しています。

目標①　広げよう　つながりの輪

●交流の場の提供や活動の支援をします
福祉イベントの実施や交流バス旅行の実施等

●関係機関とのつながりを強化します
地域の各団体との連携事業等

●生きがい、仲間づくりを推進します
高齢者サロン、子育てサロンの実施等

●福祉に関する情報提供をします
地区社協だよりの発行、ホームページによる周知等

目標②　学び、理解し、共にあゆむ

●学習の場を提供します
認知症サポーター養成講座の実施等

●福祉教育を推進し、理解を深めます
健康フェア、介護・介護予防教室の開催等

目標③　支援が必要な人たちを支える

●見守り活動を推進します
高齢者の見守り活動、子どもの見守り等

●ささえあい活動や生活支援に取り組みます
子育て支援活動、電話訪問サービス事業等

●寄付・募金運動に取り組みます
バザーの開催等

●福祉施設や福祉団体を支援します
障がい者施設の支援、イベントの開催等

目標④　一人ひとりが参加できる仕組み

●ボランティア・市民活動ができる場を提供します
ボランティア活動の募集、協力ボランティアの養成等

●ボランティア・市民活動の情報を提供します
広報紙での告知等

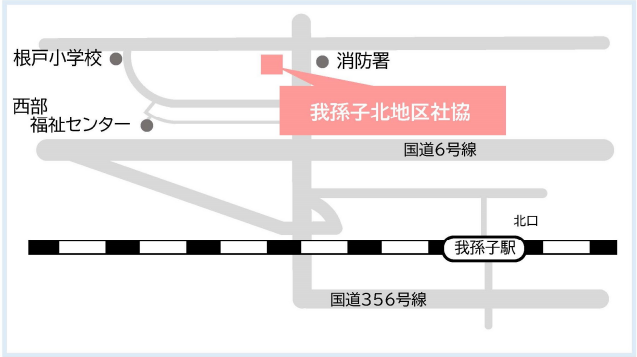
目標⑤　安心と安全を守る取り組み

●「あんしんカード」（医療情報カード）の普及
「あんしんカード」のＰＲ等

●大規模災害や感染症に備える取り組みをします
防災マップ作り、災害時のボランティアの呼びかけ等

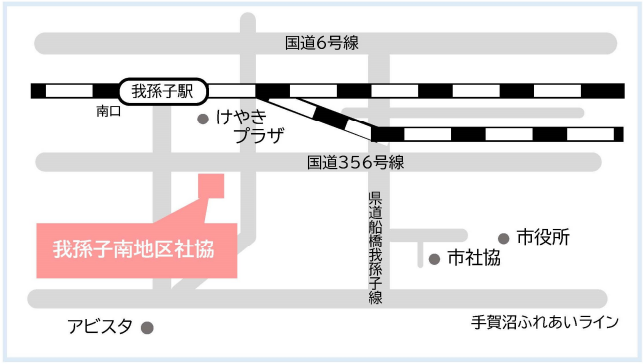
我孫子北地区社会福祉協議会

〒270-1164　我孫子市つくし野3-22-2-204
（我孫子ビレジ・ショッピングセンター2F）
TEL・FAX 04-7165-3434
E-mail:kita@abiko-shakyo.com
開設日：月～金　9時～16時
※祝祭日・年末年始を除く
【エリア】布施・久寺家・根戸・つくし野・我孫子・並木 ほか



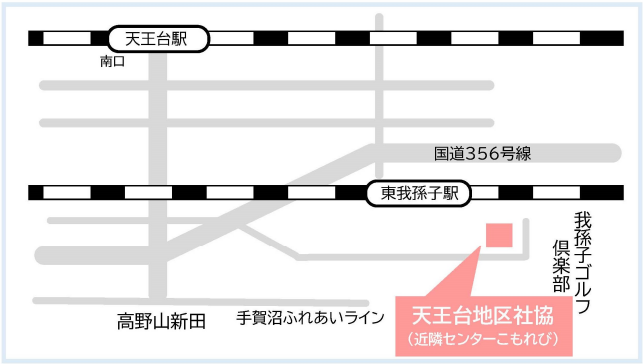
我孫子南地区社会福祉協議会

〒270-1152　我孫子市緑 1-4-5　森江ビル 1F
TEL･FAX 04-7185-5117
E-mail:minami@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時～16時
※祝祭日･年末年始を除く
【エリア】台田･船戸･白山･本町･緑･寿･栄･若松
我孫子新田･根戸新田 ほか



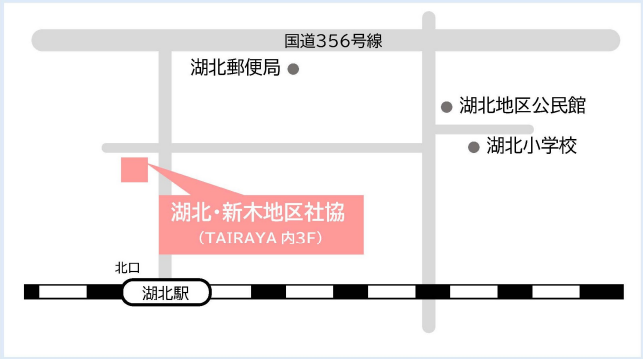
天王台地区社会福祉協議会

〒270-1144　我孫子市東我孫子 1-41-33
（近隣センターこもれび内）
TEL･FAX 04-7183-9009
E-mail:tennoudai@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時～16時
※毎月第2･4火曜日･祝祭日･年末年始を除く
【エリア】柴崎･柴崎台･青山･青山台･南青山･泉･天王台
東我孫子･高野山･高野山新田･下ヶ戸･岡発戸
岡発戸新田･都部･都部新田･我孫子の一部 ほか



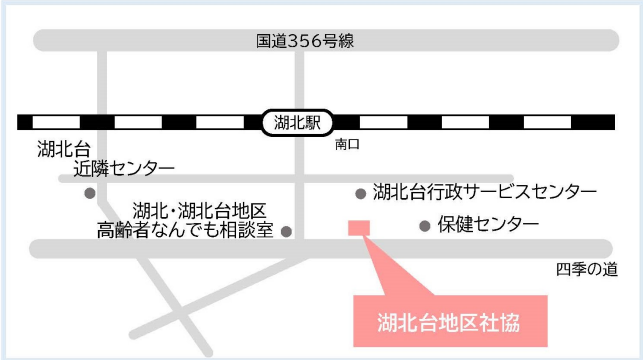
湖北・新木地区社会福祉協議会

〒270-1122　我孫子市中里335-1
（TAIRAYA 湖北店3F）
TEL･FAX 04-7187-2551
E-mail:kohoku2551@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時30分～16時30分
※祝祭日･年末年始を除く
【エリア】中峠･中峠台･中里･日秀･古戸
新木･新木野･南新木･江蔵地 ほか



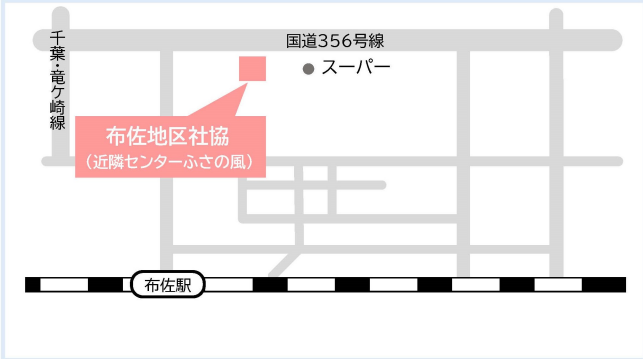
湖北台地区社会福祉協議会

〒270-1132　我孫子市湖北台1-12-19
TEL･FAX 04-7188-1410
E-mail:kohokudai@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時～16時
※祝祭日･年末年始を除く
【エリア】湖北台1～10丁目･都部新田の一部 ほか



布佐地区社会福祉協議会

〒270-1101　我孫子市布佐2972-1
（近隣センターふさの風内）
TEL･FAX 04-7189-2119
E-mail:fusa@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時～16時
※第2･4水曜日･祝祭日･年末年始を除く
【エリア】布佐･布佐下･布佐平和台･新々田･都･布佐酉町
浅間前 ほか



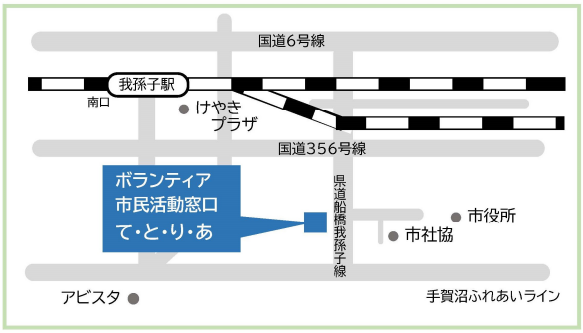
ボランティア活動について

ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ

ボランティア活動の普及や推進の拠点として「ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ」を設置しています。さまざまな分野のボランティアや市民活動団体、NPO、自治会、学校活動、企業の社会貢献活動などの支援を行っています。



〒270-1152　我孫子市寿 2-27-41
TEL 04-7185-5233
FAX 04-7185-5243
E-mail:avc@abiko-shakyo.com
開設日:月～金　9時～17時
※土・日・祝祭日・年末年始を除く



て・と・り・あでは何をしているの？

●ボランティアコーディネート

ボランティア・市民活動コーディネーターが常駐し、ボランティアをしたい方への情報提供・仲介・依頼や、ボランティアを必要とする方の受付・紹介等を行っています。

●活動支援

て・と・り・あでは、会議スペースやフルカラーコピー機、ラミネート、FAX(送信のみ)を有料で、紙折り機、裁断機を無料で貸し出しています(ただし、コピー機をご利用の場合に限る)。対象団体※については、会議スペースは無料、フルカラーコピー機は優遇料金にてご利用いただけます。**【要事前予約】**

※ボランティア・市民活動団体(要登録)、自治会・自治会連合会・まちづくり協議会、シニアクラブ、学校活動、子ども会、障がい者当事者団体等

●情報提供事業

ボランティア・市民活動に関する情報を、ホームページやSNSを使ってお届けしています。また「ボランティア市民活動ガイドブック」を頒布しています。

●ボランティア保険窓口

安心してボランティア活動に取り組むためのボランティア保険の窓口となります。個人ボランティア保険(無料)の加入には、て・と・り・あでの登録が必要です。

●講座・研修会の開催

て・と・り・あでは、福祉教育推進活動として、福祉体験の出前講座を行っています。また、ボランティア育成事業として「ボランティア体験＆福祉体験『にじプログラム』」を開催しています。



▼ホームページ　▼LINE 公式　▼Instagram　▼Facebook

我孫子市介護保険ボランティアポイント制度（※市の委託事業）

この制度は、ボランティア活動を通じて積極的な社会貢献に役立てるとともに、自らの介護予防を推進することを目的としています。事前に登録をした65歳以上の市民の方が、市内の受入施設等にてボランティア活動に参加すると、実績に応じてポイントが付与され、年間最大5，000円の交付金を受け取ることができます。

＜申込条件＞

・我孫子市民で65歳以上の方
　(我孫子市介護保険第1号被保険者)
・要介護(要支援)認定を受けていない方
・介護保険料に未納、滞納のない方

＜申込方法＞

所定の用紙(我孫子市介護保険ボランティア登録申請書)に、必要事項の記入、同意書欄に署名し、お近くの地区社協、またはて・と・り・あまでご持参ください。郵送でも受付しています。
【郵送先】〒270-1152　我孫子市寿 2-27-41　て・と・り・あ宛

●問合せ　ボランティア市民活動窓口 て・と・り・あ　04-7185-5233

地域でみんなが支えあう福祉活動

生活支援体制整備事業（※市の委託事業）

高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、厚生労働省では介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。その一環として、市社協では市より事業委託を受け、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める事業に取り組んでいます。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは？

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域のニーズに合った福祉サービスの開発や担い手の養成、地域における福祉サービスのネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供者のマッチング等の役割を担っています。我孫子市では、市全体（第1層）と6つの日常生活圏域（第2層）に協議体が設置され、それぞれに生活支援コーディネーターが配置されています。

我孫子市高齢者地域ささえあい会議〈第１層協議体〉

市域全体の高齢者の生活の現状や課題について検討する、我孫子市高齢者地域ささえあい会議の実施や、地域ささえあい交流会～地域についてしゃべる場～の開催、『高齢者のための日常生活困ったときガイド』の発行を行っています。

＊委員所属団体：公益社団法人我孫子市シルバー人材センター、我孫子市民生委員児童委員協議会、我孫子市シニアクラブ連合会、我孫子市高齢者なんでも相談室、我孫子市介護支援専門員連絡協議会、我孫子市介護サービス事業者連絡協議会、あびこ市民活動ネットワーク、我孫子市孤立死防止対策連絡協議会　等



ささえあい会議の様子

◆『高齢者のための日常生活困ったときガイド』

高齢者の方の日常生活のちょっとした困りごとに対応できる、生活支援サービスをまとめた冊子で、高齢者に対する相談支援を行っている団体や機関を対象に、相談に応じるための支援ツールとして発行しています。

一般市民の方へも1部300円で販売を行っています。

【販売場所】市社協、地区社協（P.4～P.5 参照）、
福祉ショップ＆軽喫茶　ぽぽら（P.12参照）



▲こちらからもご覧いただけます

我孫子市高齢者地域ささえあい活動〈第２層協議体〉

我孫子市高齢者地域ささえあい活動（第2層協議体）は、地区社会福祉協議会（P.4～P.5参照）が担っています。高齢者サロンや健康教室、介護予防教室等の交流事業や、電話訪問、見守りネットワーク等の見守り事業、高齢者の生活課題の調査や検討等、各地区社協で地域の課題やニーズに取り組んでいます。



コミュニティサロン“きた”（我孫子北地区社協）



シニアいきいき講座（天王台地区社協）



健康マージャン教室（湖北・新木地区社協）

●問合せ　市社協　04-7184-1539

自治会活動推進事業

自治会活動の課題解決に向けた情報の収集と提供を行い、活動が円滑に進められるよう支援をしています。年に4回、社協団体会員（自治会）へ向けて、自治会の先駆的な活動や役立つ情報をお届けする『自治会活動情報紙』の発行を行うほか、自治会アンケートや研修会を実施しています。

●問合せ　市社協　04-7184-1539

子どもの成長のために

制服バンク事業

卒業等で使用しなくなった制服や体操服等を提供(寄付)していただき、子育て世帯にお渡しする福祉とリユースの活動です。

お譲りいただきたいもの

我孫子市内の学校用品に限ります。

〇中・高校指定の制服
〇中学校指定の履物
〇小中高校指定の体操服・ジャージ
〇中学校指定のカバン・バッグ
〇高校の作業服

※ご注意点
・ランドセル、ヘルメットのご寄付はお受けしかねます。
・デザインの変更に伴い、旧デザインのもの(制服およびジャージ、カバン類)の寄付受付は終了しました。現在は新しいデザインのもののみお受けしております。

ご寄付の流れ

①市社協または、各地区社協(P.4～P.5参照)の窓口へお持ちください。
②ご寄付されるリユース品の状態を確認します。
③「寄付申込書」をご記入いただき、手続き完了です。



譲渡について

年に2～3回開催する譲渡会へご参加いただくか、市社協へ直接ご連絡ください。
※在庫の状況により、ご期待に沿えない場合がございます。

●問合せ　市社協　04-7184-1539

我孫子市子ども食堂ネットワークの支援

市内の子ども食堂運営者と我孫子市、社会福祉協議会、民間企業等が協力し発足した、我孫子市子ども食堂ネットワークの支援を行っています。子どもの「食」を通じて、子どもたちや子どもたちを取り巻く地域住民がつながり、地域の子どもたちにとって安心・安全な居場所として発展していけるよう、議論を重ねています。

我孫子市子ども食堂ネットワークに加盟している子ども食堂

◇あびこ子ども食堂	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ11階 手賀沼のうなきちさん家
◇こほく子ども食堂	我孫子市都部新田37-2 けやき社会センター
◇子ども食堂わごころ	我孫子市柴崎台2-8-10 坂入ビル1階〈休止中〉
◇ふさ子ども食堂	我孫子市布佐平和台4-1-30 布佐南近隣センター
◇一粒の麦子ども食堂	我孫子市都部83-1
◇みんなの居場所・かぜ食堂	我孫子市つくし野3-22-2-201「Cafe 風」
◇台田みんなの食堂「にじ」	我孫子市台田3-3-8 柏聖アンデレ教会
◇蔵食堂	我孫子市柴崎1123
◇パークサイド食堂 マナ	我孫子市湖北台 4-7-23 湖北パークサイドチャペル
◇こどもしょくどうネコ	我孫子市湖北台8丁目
◇わいわい食堂	我孫子市湖北台8-2-1 湖北台近隣センター
◇あびっ子カフェ	我孫子市我孫子1-11-3
◇水辺の子ども食堂	我孫子市我孫子新田9-5



蔵食堂

●問合せ　ボランティア市民活動窓口 て・と・り・あ　04-7185-5233 (我孫子市子ども食堂ネットワーク事務局)

我孫子市子どもの学習支援ネットワークの支援

我孫子市子どもの学習支援ネットワークは、我孫子市内で子どもの学習支援を運営する方や団体、その活動に賛同する方及び団体で構成する非営利任意団体です。子どもたちが地域住民とつながり、学習するための場所を確保し、希望をもって就学等ができるよう支援しています。

我孫子市子どもの学習支援ネットワークに加盟している学習教室運営団体

◇我孫子自主夜間中学 あびこプラス・ワン
◇ふさ子ども学習室
◇NPO 法人アビィーズ（あび塾）
◇特定非営利活動法人わごころ〈休止中〉
◇すずらんの会
◇放課後の学習室 in 新木近隣センター



●問合せ　ボランティア市民活動窓口 て・と・り・あ　04-7185-5233（我孫子市子どもの学習支援ネットワーク事務局）

福祉教育推進事業

地区社協やボランティア団体と協力し、子どもたちの福祉の学びへの支援、地域福祉推進の視点から、小中高校生を中心に福祉教育の取り組みを実施しています。

小中学校・高校等での福祉教育

◆小中学校の総合学習での相談支援

各学校からの依頼に応じて、講師をしてくださる当事者やボランティアとの調整や全体のプログラムの相談を行います。

事例）高齢者疑似体験や車椅子体験、視覚障がい者体験、ガイドヘルプ体験、点字体験、手話体験、
避難所運営ゲーム（HUG）等







●問合せ　市社協　04-7184-1539



寄付や募金について

寄付金の受付・相談について

社会福祉協議会の活動は、皆さまからの寄付によって支えられています。令和7年4月3日、我孫子市より「税額控除対象法人」の証明を受けました。当会への会費・寄付金は、特定寄付金に該当し、税額控除制度の対象となります。(※税額控除制度を受けるためには、確定申告の手続きが必要です)

寄付は、地域福祉全般に対しての寄付のほか、皆さまが支援したい事業を選んで寄付していただくことも可能です。また、福祉団体等への寄付金や寄付物品、遺贈のご相談も承ります。ぜひ窓口でご相談ください。

【寄付できる個別事業】各地区社協、ボランティア・市民活動への支援、子ども食堂ネットワーク、
子どもの学習支援ネットワーク、制服バンク事業、たすけあいバンク事業、善意銀行

＊ご寄付は、市社協へのご来所、もしくはお振込にて承ります。詳しくはお問い合わせください。

心の宝石募金箱



我孫子市内の商店や公的機関に「心の宝石募金箱」を設置しています。皆さまからの善意は、困窮世帯への貸付の原資や社会福祉事業に充てています。募金箱をお見かけの際は、ぜひご協力をお願いいたします。

また、募金箱を置いていただける商店も募集しています。ぜひ、設置をご検討ください。

福祉募金自動販売機



我孫子市内の企業や公的機関に福祉募金付きの自動販売機を設置しています。

この自動販売機で飲料をご購入いただくと、社会福祉協議会や赤い羽根共同募金に、1本につき6円が寄付されます。

現在、自動販売機の設置にご協力いただける方を募集しています。購入する方や、設置先には負担がなく社会貢献活動に参加できます。ぜひご検討ください。

●赤い羽根共同募金に寄付

【設置場所】
- ・アイセイ薬局 布佐店
- ・あびこ天王台ハイツ自治会
- ・医療法人社団創健会 こやの皮フ科
- ・ゆとりっぷ株式会社
- ・市社協

●市社協に寄付

【設置場所】
- ・北柏テニスクラブ ・太平精米所
- ・近隣センター こもれび ・我孫子南近隣センター
- ・あびこ市民活動ステーション ・湖北台市民センター
- ・ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ
- ・湖北台市民センター

●問合せ 市社協 04-7184-1539

集めて！寄付して！社会貢献！

市社協では、下記の品目を集めています。皆さまから寄せられた品々は、地域福祉事業に役立てています。ぜひご協力をお願いいたします。

●使用済み切手

●使わなくなった入れ歯（金具がついたもの）

【受付場所】
- □市社協
- □各地区社協(P.4～P.5参照)
- □ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ(P.6参照)
- □ウェルシア薬局(若松店・下ヶ戸店・新木駅前店)

●問合せ 市社協 04-7184-1539

じぶんの町を良くするしくみ　共同募金運動

市社協は、千葉県共同募金会 我孫子市支会の事務局を務めています。
共同募金会では、主に「赤い羽根共同募金運動」や「歳末たすけあい共同募金運動」、「大規模災害義援金の募集」などを行っています。

赤い羽根共同募金

毎年、10月1日～3月31日まで、千葉県の助け合い募金として、募金運動を実施しています。我孫子市支会では、自治会を通じた戸別募金、法人募金、学校募金、職域募金（市役所）などで募金を集めています。
集まった募金は、千葉県共同募金会へ送金され、次年度に70%が我孫子市へ、残りの30%は県全域分として配分され、地域福祉のために使われます。

歳末たすけあい募金

毎年、12月1日～12月31日まで、赤い羽根共同募金と並行して、募金運動を実施しています。
この募金は、「みんなで温かいお正月を迎えよう」と始まった募金運動で、我孫子市で集まった募金は、すべて我孫子市内で使われています。

●問合せ　千葉県共同募金会我孫子市支会（我孫子市社会福祉協議会内）　04-7184-1539

たすけあいバンク事業

「たすけあいバンク我孫子」では、食品のほか、生理用品やオムツ、トイレットペーパーなどの家庭用品のご寄付を募り、生活に困窮されている方や、子ども食堂などにお配りしています。
ご家庭に眠っている食品や家庭用品がありましたら、ぜひご寄付をお願いいたします。

ご寄付いただきたいもの

【食 品】

〇乾麺・防災食　〇缶詰・瓶詰　〇お米　〇菓子・飲料
〇レトルト食品　〇インスタント食品　〇乾物・調味料各種
〇ギフトパック　など



※ご注意点
・賞味期限が明記され、かつ2カ月以上あるもの
・常温で保存が可能なもの
・未開封であるもの
・破損で中身が出ていないもの
・お米は前年度産のみ（玄米可）
・アルコールは受付不可

【家庭用品】

〇生理用品　〇オムツ（乳幼児用・シニア用）
〇トイレットペーパー　〇洗剤類　など



※ご注意点
・未開封であるもの
・衣類は受付不可



受付窓口

□各地区社協（P.4～P.5参照）
□ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ（P.6参照）
□福祉ショップ＆軽喫茶 ぽぽら（P.12参照）

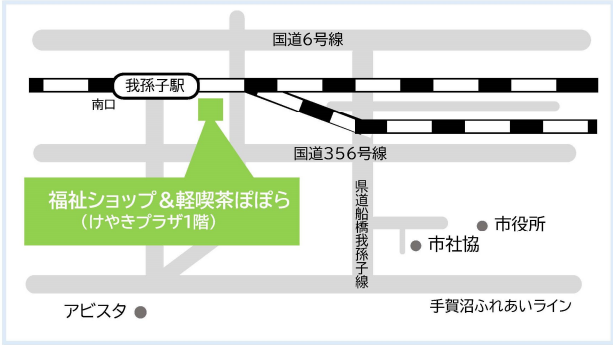
●問合せ　ボランティア市民活動窓口 て・と・り・あ　04-7185-5233

福祉ショップ＆軽喫茶　ぽぽら

けやきプラザ（我孫子駅南口）1階にある「福祉ショップ＆軽喫茶ぽぽら」は、市社協が運営するお店です。

大きな窓から日の光が差し込む店内は、明るく落ち着いた雰囲気で、くつろぎやすいゆったりとしたスペースです。

ランチメニューや季節のデザートに合わせて、香り高いコーヒーをぜひご堪能ください。









〒270-1151　我孫子市本町3-1-2
けやきプラザ1階
営業時間：11時～17時
休業日：　月曜・火曜・年末年始
※月曜が祝日の場合は営業いたします。

●福祉事業所の手作り品を販売しています

併設するショップでは、市内をはじめ近隣の障がい者福祉事業所の手作り製品などの販売を行っています。手作りパンやクッキー、マドレーヌ、採れたて野菜、手芸品など、どれも心のこもった品々が並びます。カタログ販売でのご注文も承っています。お茶菓子やプレゼントにいかがでしょうか？





●問合せ　福祉ショップ＆軽喫茶ぽぽら　04-7165-2321

○職場体験実習を受け入れています

障がい者の方の就労体験実習や小中学校の職場体験実習の受け入れを行っています。実習内容や実習期間については、ご相談に応じます。まずはお電話にてお問い合わせください。

○チケット販売を行っています

コンサートやイベントのチケット販売を行っています。チケットの販売を依頼したい方は、チケット販売契約書2部をご提出いただきます。詳しくはお問い合わせください。

●問合せ　市社協　04-7184-1539



集いの場 コミュニティカフェ事業

市社協では、コミュニティカフェ事業への取り組みを行っています。ゆるやかに流れる安心できる時間・空間をコンセプトに、自由に楽しく過ごせるカフェを目指しています。



スマ cafe（スマホ教室）（※市の委託事業）

高齢者向けのスマホ教室。スマホの使い方を基礎から学ぶことができます。（事前予約制）

開催日：①毎月第1・第2火曜 ②毎月第3・第4火曜
※祝日等で変更になる場合があります。
場所：①市内東側近隣センター等②福祉ショップ＆軽喫茶 ぽぽら（けやきプラザ1階）
時間：13時30分～15時30分
対象：60歳以上の方
定員：講座ごとに異なります（定員になり次第締め切り）
参加費：講座ごとに異なります
※詳しくはお問い合わせください。



○出張スマ cafe

自治会やシニアクラブなどお住いの地域に出向いてスマホ教室を開催します。基本操作をはじめ、LINE、PayPayの使い方など、内容はご相談に応じます。※会場の手配をお願いします。

費用：講師代無料、テキスト印刷代・保険代 200円/人　　定員：15 名

◆ぱそすまサロンあびこ

知りたい！聞きたい！話したい！をコンセプトにしたサロンを開催しています。パソコンやスマホの得意なボランティアスタッフが相談に乗ります。

開催日：毎月第4木曜
場所：うなきちさん家（けやきプラザ11階）
時間：10時～16時（予約不要）
対象：60歳以上の方
参加費：無料（飲み物代 50円/杯）



●問合せ 市社協 04-7184-1539

lino(リノ)カフェ ～片麻痺の方のためのサロン～（※市の委託事業）

脳卒中などにより半身麻痺のある方や片手が思うように動かしにくい方を対象とした交流の場です。（事前予約制）

開催日：偶数月第3月曜※祝日等で変更になる場合がございます。
場所：福祉ショップ＆軽喫茶 ぽぽら（けやきプラザ1階）
対象：片手が思うように動かしにくい方、半身麻痺の方
定員：10名（要予約・先着順）
時間・参加費は、テーマにより異なります。



●問合せ 市社協 04-7184-1539

Café つぼみ ～聞こえない・聞こえにくい方のおしゃべりの場～

聴覚に支障をお持ちの方々が、聞こえが悪くても楽しく参加できる集いの場です。（事前予約制）

開催日：毎月第2火曜 ※祝日等で変更になる場合があります。
場所：福祉ショップ＆軽喫茶 ぽぽら（けやきプラザ1階）※内容により会場が変更になる場合がございます。
時間：13時30分～15時30分
対象：聴覚に支障をお持ちの方（中途失聴の方、難聴者の方など）
定員：30名（先着）
参加費：700円（お菓子・ワンドリンク付き）※内容によって異なります。



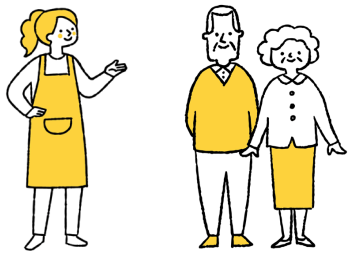
●問合せ 市社協（FAX） 04-7184-9929・E-mail postmaster@abiko-shakyo.com

住民参加型助け合いの会 あい・あびこ

住民が住民を支えあう、住民参加型・有料・在宅援助の会です。利用者・協力者ともに会員制で、利用会員の皆さまの日常生活の困りごとを有料にて、協力会員が生活支援サービスで解決します。

援助の内容について

①家事サポート
食事作り、洗濯、清掃、買い物代行、薬取り、草取り（玄関から門まで）、植木の水やり（室内）
②寄り添いサポート
お話相手、代筆・代読、入院中の洗濯や買い物、家具の組み立てや移動、介助者不在時の見守り、入院中等の留守宅の掃除、入退院・入所退所の支援、ペットの餌やり・散歩、季節の道具や衣類の入れ替え、墓参り掃除代行（市内および近隣市町）、パソコン・スマホの相談
③お出かけサポート
病院受診、買い物、墓参り掃除、その他お出かけ（身体介護は除く）
④ごみ出しサポート
家庭ごみ、資源ごみ出し（1ヶ月4回）
⑤ちょこっとサポート
電球交換、季節の道具や衣類の入れ替え、粗大ごみ出し、植木水やり（庭先）



利用について

●サービスを受けたい方（利用会員）

【年会費】1，200円 ＊年度の途中の場合、1ヶ月100円
【利用時間・料金】＊1時間より利用可
■家事サポート・寄り添いサポート・お出かけサポート
○月曜～金曜 8時30分～17時
1時間あたり 1，200円、その後30分毎に600円
○上記以外の時間、土・日・祝日
1時間あたり 1，300円、その後30分毎に650円
■ごみ出しサポート
1ヶ月 1，000円（1回250円×月4回まで）
■ちょこっとサポート 1回30分未満 600円
＊上記②③⑤の支援は、会員でなくても利用可。（＋手数料250円）

●サービスを提供できる方（協力会員）

【年会費】200円（保険代）
【活動費】
■家事サポート・寄り添いサポート・お出かけサポート
○月曜～金曜 8時30分～17時
1時間あたり 1，100円、その後30分毎に550円
○上記以外の時間、土・日・祝日
1時間あたり 1，200円、その後30分毎に600円
■ごみ出しサポート
1ヶ月4回 1，000円
■ちょこっとサポート
1回 600円（30分毎600円）

※詳しくはお問い合わせください。

●問合せ あい・あびこ 04-7185-5889

移送サービス事業

我孫子市内在住で、高齢者や障がい者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な方の外出における移動を支援します。〈福祉有償運送事業登録 関千福7号〉

利用について

【対象者】
○身体、知的、精神等の障がいをお持ちで、障害手帳を取得されている方
○介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
○その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する方
○一般の公共交通機関を利用することが困難な方

【利用時間・料金】

〇年会費 1，200円 ※年度途中の場合、1ヶ月100円
〇月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8時30分～16時
〇出庫料（1回300円）と燃料代（走行キロ数×210円）の合計金額
※利用料金は、利用月の翌々月に金融機関口座から引き落としいたします。
〇立ち寄り（1回・1カ所15分以内 300円）※予約時に要申込

【利用に際しての注意点】

〇週4回の利用回数制限があります。（往復利用は2回と数えます）
〇利用可能地域は、我孫子市および周辺地域とします。
〇車両の稼働状況や運転ボランティアの都合で、ご希望の曜日・時間に配車できない場合があります。

小型車椅子移送車の貸出

移送サービスの対象となる方で、送迎（運転）ができる方が周囲にいる方に対して、福祉車両（車椅子車）の貸し出しを行っています。

【利用時間・料金】

〇月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8時30分～17時の間に貸出・返却。
※1泊2日まで。土・日・祝日と重なる場合は、貸出期間を延長し、平日に貸出・返却。詳しくはお問い合わせください。
〇出庫料（1回300円）と燃料代（走行キロ数×210円）の合計金額
※市社協事務所にて、現金清算いたします。

【利用に際しての注意点】

〇事前の利用登録が必要となります。
〇月4回まで利用可。
〇利用希望日の2カ月前より予約受付。予約状況などにより、ご希望に沿えない場合がございます。
〇送迎（運転）をする方は75歳を迎えた最初の3月31日をもって運転ができなくなります。

●問合せ 移送サービス 04-7185-5303

あんしんカード配布事業（※市の委託事業）

自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだ時、または災害時の安心と安全を守る取り組みとして、あんしん医療情報カード（あんしんカード）配布事業を行っています。

かかりつけ医や服用内容などの医療情報を記入したカードを入れた筒型の容器を冷蔵庫に保管し、救急時（119番出動時）に、本人等が病状等を説明することができない場合、救急隊が保管された情報をもとに、かかりつけ医療機関や搬送先医療機関などと連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てます。（配布や販売については P.16 参照）

あんしんカードのしくみ



【なぜ“冷蔵庫”に入れるの？】

ほとんどのお宅で冷蔵庫が台所にあるため、かけつけた救急隊員が、すぐに「あんしんカード」を見つけることができるからです。

あんしんカードの配布・販売

【無料配布】

〇75歳以上の一人暮らしの高齢者(民生委員を通じて配布)
〇65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯(市社協・地区社協で要申請)
〇障害手帳をお持ちの世帯(市社協・地区社協・市役所障害者支援課で要申請)

【有料配布】

〇上記以外の世帯は、1セット100円(市社協・地区社協で販売)
1世帯当たり筒は1本、カードは人数分お渡しします。
※自治会等でまとめて購入される場合は、お問い合わせください。



※あんしんカードの色は3年ごとに変わります
(令和8～10年度は黄色です)

●問合せ　市社協　04-7184-1539

我孫子市災害ボランティアセンター

大規模災害が我孫子市で発生した場合、「我孫子市災害対策本部」が設置され、本部の要請により、市社協が関係機関と協力し、「災害ボランティアセンター」を設置。支援ニーズの把握・整理を行い、災害ボランティアを派遣します。

●問合せ　市社協　04-7184-1539



あびこ後見支援センター（我孫子市成年後見中核機関）

成年後見や任意後見に関する事業を行い、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるようサポートしています。

権利擁護に関する相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、金銭管理や利用できる制度の案内等、権利擁護に関する相談に幅広く対応します。「後見制度って何？」「身寄りがなく、将来が不安…」といった悩みに寄り添います。

成年後見制度に関する弁護士相談（要予約）

成年後見制度に関するご相談を弁護士が行います。（1件につき1時間までの相談）

【日時】 毎月第4金曜日（10月より第2木曜日も追加） 13時30分～16時30分
※月によって変更になる場合がございます
【費用】 無料
【申込】 予約制。相談日前日16時までに市社協へご連絡ください。

法人後見の受任

我孫子市民で、適切な後見人を得られない方の後見（任意後見）等を引き受けます。

日常生活自立支援事業（千葉県社協）

福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する事業です。

＜対象者＞

○高齢者・障がいのある方で、判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない方
○利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方

＜内容＞

①財産管理サービス
預貯金の出し入れ、支払いの代行など
②財産保全サービス
大切な財産（通帳・実印・不動産権利証等）を貸金庫で保管
③福祉サービスの利用援助
福祉サービスの情報提供や事務手続きの代行、苦情解決など
※財産保全サービスだけの利用はできません。

＜利用料金＞*令和5年10月より改定

【会費】 月額 300円
【利用料】 1回 1,500円
【財産保全料】 月額 250円
※相談や支援計画の作成は無料
※生活保護世帯は無料

●サービスまでの流れ

金銭管理等で困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

1. 相談
社会福祉協議会の専門員が、困っていることなどを詳しくお聞きします。
↓
2. 契約締結審査会
利用の可否の判定を行います。
↓
3. 支援計画作成・契約
ご本人の希望を確認しながら、支援計画を作成し、契約します。
↓
4. 支援の開始
支援計画に基づき、定期的に訪問し、必要に応じて福祉サービスの利用援助や、預貯金の出し入れ、支払いの代行を行います。

●問合せ 市社協 04-7184-1539

日常生活自立支援事業（市社協 独自事業）

怪我や病気等により、一時的に支援が必要な方などを対象に、短期間のサービスを提供しています。

＜対象者＞

次のいずれにも該当する方
①市内に在住する高齢者または障がいのある方で、契約内容が理解できる方
②身近に支援可能な親族等がいない方
③次の提供するサービスに関わる事項を自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる方
1）千葉県社協が行う日常生活自立支援事業を申請中の方
2）怪我や病気等により、緊急に支援が必要な方

＜内容＞

日常生活自立支援事業（千葉県社協）と同じ

＜利用料金＞

○福祉サービス利用援助支援
1時間2，000円（以降、30分毎に1，000円）
○財産管理サービス 1回2，000円（交通費含む）
○財産保全サービス 月額500円
※会費無し

●問合せ 市社協 04-7184-1539

あんしん生活支援事業（※市の委託事業）

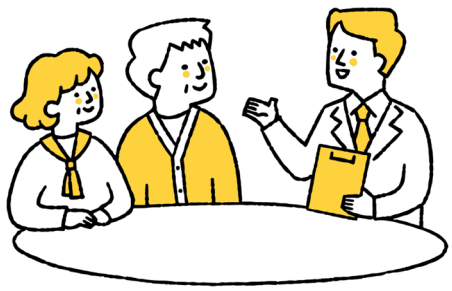
身近に身寄りのない高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、日常的な見守りや入院・入所時の身元保証代行、死後事務のサポートを行う事業です。

＜対象者＞

①我孫子市内に在住（在宅者）
②65歳以上高齢者夫婦・独居高齢者または障がい者世帯
③頼れる身内が近くにいない方
④判断能力のある方

＜内容＞

○見守りサービス
月1回の訪問または電話での健康・生活チェック
○あんしんサービス
終末医療の確認、入院入所にかかる事務手続き
○生活支援サービス
銀行等の金銭の出し入れ、重要書類等の保管
○死後事務・遺言作成の支援
あらかじめ葬儀等の取り決めを行います



＜利用料金＞

○基本料金 月額3，000円
○入退院・入退所の同行・同席
1時間3，000円（以降、30分毎に1，500円）
○入院・入所に関する家屋内支援
1回13，000円（2名対応）
○入院・入所に関するその他の支援
1時間2，000円（以降、30分毎に1，000円）
○預貯金の出し入れ
1回2，000円
○書類等の保管
月額500円（出し入れ1回2，000円）
○その他の生活支援サービス
1時間2，000円（以降、30分毎に1，000円）

＜預託金＞

○病院への支払い対応 300，000円
○施設への支払い対応 200，000円
○死後事務 100，000円～

●問合せ 市社協 04-7184-1539

生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、生活の自立と安定を図ることを目的とした貸付制度です。千葉県社会福祉協議会が運営する事業で、市社協は窓口として相談を受付しています。

●総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費および一時的な費用の貸付。
生活費や住宅入居費、一時生活再建費の貸付があります。

●福祉資金

福祉費：日常生活や自立した生活を送るために、一時的に必要と見込まれる費用の貸付。

緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる少額の費用の貸付。

●教育支援資金

教育支援費：高等学校、大学または高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付。

就学支度費：高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費の貸付。

●不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保とした毎月の生活費の貸付。

＊資金の種類によって、貸付条件や貸付限度額、償還期限等が異なります。詳しくはお問い合わせください。

●問合せ　市社協　04-7184-1539

善意銀行 小口貸付事業

善意のご寄付を原資とし、一時的、緊急性のある困窮世帯に対し、生活費のつなぎ資金として貸付をしています。
※手続きには、民生委員の調査意見書が必要となります

●問合せ　市社協　04-7184-1539



備品や機材の貸出について

市社協とボランティア市民活動相談窓口て･と･り･あでは、備品や福祉機器等の貸出を行っています。
（利用料：無料 ※一部有料･所有数に限りがございます。事前に電話でご予約のうえ、お越しください。）

◆市社協で貸し出しているもの ※印は有料です

【備品】
スクリーン･テント･折りたたみ式テーブル･プロジェクター※･発電機※･ワイヤレスアンプ※ 等

【福祉機器】
車椅子（自走式･介助型･特殊型･折りたたみ介助型）･スロープ

【健康機器】
体組成計･握力計･血圧計･身長計･骨健康度測定器※･血管年齢計※･肺活量計「VITAL」※･脳内元気度測定器※ 等

＊有料のものは1回の貸出につき1台500円
ただし、対象団体※は無料となります
※本会の構成団体、会員、ボランティア市民活動登録団体

◆て･と･り･あで貸し出しているもの

白杖･アイマスク（視覚障がい者体験に使用）･点字器･視覚障がい者体験プレート

○出前講座を実施しています

上記の貸出備品を利用した出前講座では、講師の派遣を行っています。
例）「視覚障がい者とガイドヘルプ体験～知ってる？目が見えない人とガイドする人～」
詳しくは、お問い合わせください。

※貸出備品について詳しくはホームページをご覧ください。

●問合せ 市社協 04-7184-1539 / ボランティア市民活動窓口 て･と･り･あ 04-7185-5233

その他の事業

○我孫子市民生委員児童委員協議会※市の委託事業 ○我孫子市遺族会※市の委託事業
○各種見舞金の配布 ○健康･介護予防活動支援事業

◆あびこ社協だより『福祉の街へ』の発行

社協が行っている事業など、福祉やボランティア活動に関する情報や皆さまへお知らせしたいニュースをお届けするために、年4回発行しています。視覚障がいの方へは、ホームページで音声版を提供しています。

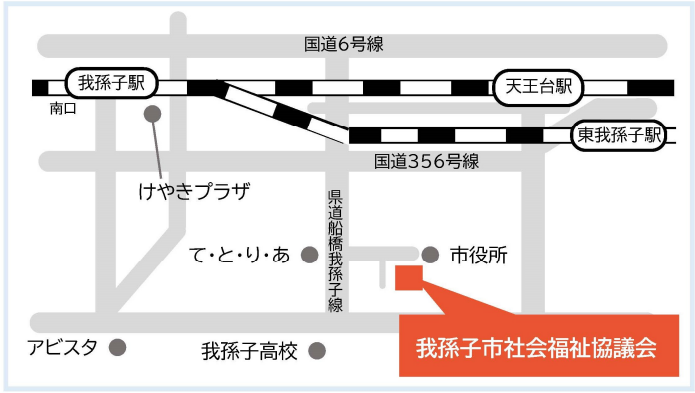


●問合せ 市社協 04-7184-1539

＜ご利用にあたって＞
この『社協のしおり』は、令和5年8月に第1版を発行し、令和8年7月に改訂したものです。内容等に変更が生じる場合がありますので、ご利用にあたっては、各窓口へお問い合わせください。

社会福祉法人
我孫子市社会福祉協議会
〒270-1166 我孫子市我孫子 1861
TEL 04-7184-1539 FAX 04-7184-9929
E-mail postmaster@abiko-shakyo.com
URL https://www.abiko-shakyo.com/
開設日：月～金 8時30分～17時
※土･日･祝祭日･年末年始を除く

あびこしゃきょう



編集･発行 社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会
（令和8年7月改訂）